# 確　認　書

（遊漁船業者用）

令和 8 年 9 月 29 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る）」の承認にあたり、下記のことを確認します。

記

1　本委員会指示および関係法令等を順守します。

2　遊漁船業において採捕したビワマスを自ら（遊漁船業に従事する全ての者を含む）が持ち帰ることはしません。

3　遊漁船で採捕したビワマスを保持（キープ）および持ち帰る尾数は、乗客 1 人につき1日当たり5尾までとします。

4　乗客に対して、採捕したビワマスを販売できないこと、また、自ら経営する飲食店等で提供できないことを周知徹底します。

5　乗客に対して、採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、無償であっても水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に持ち込めないことを周知徹底します。

6　ビワマスの資源保護に十分に配慮します。

7　漁労中の漁船から 1 キロメートルの範囲内および敷設された漁具から 300 メートルの範囲内では引縄釣による採捕行為は行いません。

8　漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。

9　滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記に反した場合は、承認および標旗を返納するとともに、次回以降の承認が行われないことを承知します。

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

年　　月　　日

営業所住所

営業所名

代表者氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます